

News Release

2008年5月14日

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため。
2. 取得に係る事項の内容
 - ・取得する株式の種類 当社普通株式
 - ・取得する株式の総数 300万株（上限）
(発行済株式総数(自己株式を含む)に対する割合 2.49%)
 - ・株式の取得価額の総額 20億円（上限）
 - ・取得する期間 平成20年5月15日から平成20年11月15日まで

【ご参考】

平成20年3月31日時点の自己株式の保有

- ・発行済株式総数(自己株式を含む) 120,478,119 株
- ・自己株式数 1,281,821 株

以 上